

別紙様式第2号

(表)

第 号	年 月 日発行
厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号) 附則第51条第3項の規定に基づく証明書	
所 属	写 真
官 職	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、当該職員であることを証明する。	
発 行 者	財 務 大 臣 印

(裏)

厚生年金保険法等の一部を改正する法律(抄)

附 則

(監督)

第51条(第1項 略)

2 財務大臣は、特例業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定基金に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、特例業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(第4項及び第5項 略)

この証明書の有効期限は、発行の日の属する会計年度の終了する日までとする。

備 考

- 1 用紙は厚質青紙とし、大きさは縦5.4センチメートル横8.5センチメートルとする。
- 2 写真の大きさは、縦3.5センチメートル横2.5センチメートルとする。